

緊急経済対策（抄）

第 2 章 具体的施策

1. 金融再生と産業再生

(1) 金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決

不良債権の抜本的なオフバランス化

1) 原則

(ア) 主要行は、以下の原則に基づき、オフバランス化（債権放棄などにより貸借対照表上の不良債権を落とすことをいう。）を進める。

a. 破綻懸念先以下の債権に区分されるに至った債権について、原則として 3 営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

b. 既に、破綻懸念先以下の債権に区分されているものについては、原則として 2 営業年度以内にオフバランス化につながる措置を講ずる。

c. なお、オフバランス化に当っては、以下の点に十分留意する。

・オフバランス化の判断は、各行の経営に与える各種リスク、地域経済に与える影響等も含め経済合理性に基づき行うものとする。

・私的整理における関係者間の調整等に当っては、下記 1) のガイドラインに沿って、早期かつ円滑な調整に努める。

(イ) 債務者が中小企業の場合であっても、各企業の実態等も十分に踏まえつつ、企業の再建及びそれに伴う不良債権のオフバランス化に取り組むことを要請する。

(ウ) 以上の措置に伴い、地域金融機関を含む金融機関の不良債権のオフバランス化が進み、経営の健全性が確保され、次代を担う新規産業に対する円滑な資金供給等その社会的使命が一層果たされるとともに、経済の構造改革に資することが期待される。

(I) なお、以上の措置は本年 4 月 1 日に開始した営業年度より実施する。

2) オフバランス化の実績公表と行政によるモニタリング

(ア) 主要行に対して、不良債権のオフバランス化の実績を、每期、公表するよう要請する。

(イ) 金融庁は、上記原則に基づき、主要行のオフバランス化の進展状況をフォローアップする。

### 3)資本増強行のフォローアップにおける考え方の明確化

不良債権の積極的な処理により、自己資本に対する業務純益の水準(ROE)又は当期利益の実績が計画ベースの数値より3割以上低下した場合の考え方(いわゆる3割ルール適用)について、不良債権のオフバランス化を促進させることの重要性を踏まえ、その明確化を図る。

### 4)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止

各金融機関に対し、要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生の防止のための体制整備を求める。

## 企業再建の円滑化

### 1)経営困難企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関する原則の確立

経営が困難な企業の再建及びそれに伴う債権放棄に関して、関係者間の調整プロセスの公正、円滑化を図るため、私的整理における再建計画の策定等に係る調整手続等について、関係者の共通認識が醸成されることが望ましい。このため、関係者に働きかけて、政府も参加する検討の場を設け、いわゆるガイドラインとして早急に取りまとめた上、公表する。

### 2)産業再生法の活用

産業再生法において、新たに、債権放棄を含む事業再構築計画の認定基準を明確化(計画終了時に、有利子負債をキャッシュフローベースでの収益の10倍以内とする等)し、事業再構築に取り組む企業への政策融資(日本政策投資銀行の融資制度の拡充等により、非設備資金を含めた事業資金を円滑に供給)とともに、併せて、債権放棄の税務上の取扱いに関して迅速かつ円滑な対応を行なうための相談体制の整備等により、私的整理の取り組みを側面から支援する。

### 3)建設産業の再編の促進

技術と経営に優れた企業が伸びられる環境を整備するため、公共工事入札・契約適正化法等により不良・不適格業者の排除を徹底するとともに、合併等の企業連携に対する支援、市場原理に沿った公共工事の発注方策の検討等、建設業界の再編の促進に向けた市場環境の整備を進める。

### 4)会社分割法制の活用

本年4月、会社分割法制及びこれに関連する税制が施行されたことから、事業を再構築して経営の効率性の向上を図るために、会社分割法制を有効に活用することを民間関係者に要請する。

### 5)会社更生法、民事再生法の改善

会社更生法について、より使いやすい法制に改めることとし、所要の改正案

を平成 14 年中に国会に提出する。民事再生法についても、今後の運用実績を踏まえ、増資に関する特則手続きの創設、再建計画策定中の融資（DIP ファイナンス）における優先性の向上なども含めて検討し、平成 15 年度を目途に必要な見直しを行う。

#### 金融機関の債権放棄等の円滑化

##### 1) 企業の債権計画策定中の融資（DIP ファイナンス等）の円滑化

(ア) 企業の再建計画策定中の融資（DIP ファイナンス等）の円滑化について十分配慮し、資金供給に前向きに取り組むよう、民間金融機関に要請するとともに、併せて、公的金融機関も積極的に対応する。

(イ) 民事再生法、会社更生法における DIP ファイナンスに関し、日本政策投資銀行において設けられた融資制度（事業再生融資制度）の積極的な活用を図るとともに、中小企業に対する DIP ファイナンスの円滑化に向けた方策について検討を進める。

##### 2) デット・エクィティ・スワップ（債権の株式化）の活用

デット・エクィティ・スワップによって取得した株式について、銀行法上の 5% ルールの運用の明確化を図るとともに、流動化促進策等を検討する。

##### 3) 公的金融機関等による対応

民間金融機関が債権放棄を行おうとする場合に、公的金融機関等についても、上記 1) のガイドラインによる調整プロセスの公正性、国民負担への影響等に十分配慮しつつ、適切な対応を検討する。

##### 4) 税務上の円滑な対応

金融機関が行う債権放棄の税務上の取扱いについては既に平成 10 年に明確化が図られているところであり、今後、金融機関がオフバランス化を促進させることに伴い、税務相談体制の整備など迅速かつ円滑な対応を図るとともに、上記 1) のガイドラインに基づく債権放棄の税務上の取扱いについて検討する。

##### 5) 金融検査マニュアルの明確化

金融検査マニュアルの明確化の観点から、実態に応じ共益債権（DIP ファイナンス等）を非分類、二分類等に分類できることを明らかにするなど、必要な措置を検討する。

#### 債権の流動化

##### 1) 整理回収機構（RCC）の機能の一層効果的な発揮

民間金融機関より不良債権を受託する信託業務等、RCC の機能の一層効果的な発揮を検討する。（また、RCC による健全銀行の不良債権買取り業務を延長す

る。)

2) 債権の売買に関する契約書、取引方法等の標準化

債権の流動化に関し、日本ローン債権市場協会(JSLA)における契約書、取引方法等の標準化について、早期に結論を得るように要請する。債権流動化に係るデータの標準化を図る。

3) 債権回収会社(サービサー)の取扱債権の範囲の見直し

債権回収会社の取扱債権の範囲を大幅に拡大することにより、債権回収の円滑化に努める。

その他

1) 中小企業への対応

不良債権のオフバランス化及び企業再建の促進に伴って、対象となる企業と取引等の関係にある中小企業が、連鎖倒産の危険など経営の安定に不測の支障を生じないよう、金融面で適切に対応するとともに、中小企業自身の健全化に向けての前向きな努力を経営革新対策により積極的に支援する。

2) プロジェクトファイナンスの普及

今後、金融機関が、プロジェクトファイナンス等各事業毎の収益性に着目した融資を積極的に活用することを期待する。